

令和3年 第12回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和3年12月20日(月)

会 場 南会津役場本庁

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月20日(月) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津役場本庁 3階正庁
- 3 出席した委員

農業委員 9名

1番	星 隆一	2番	芳賀 美紀	3番	平野 恒二
4番	馬場 崇裕	5番	湯田 重行	6番	湯田 義三
9番	渡部 一男	10番	湯田 孝義	11番	室井 文一

農地利用最適化推進委員 11名

田島第1	渡部 昭雄	田島第2	星 修二	田島第5	湯田 雄市
田島第6	湯田 悌一	田島第7	野中 勉	田島第8	平野 信行
田島第9	渡部 典弘	田島第10	渡部 和幸	舘岩第1	佐藤 春香
舘岩第3	芳賀 敏	伊南第1	八須賀 智		

- 4 欠席した委員

農業委員 2名

7番	星 洋一	8番	酒井 圭		
----	------	----	------	--	--

農地利用最適化推進委員推進委員 8名

田島第3	星 仁	田島第4	湯田 慎也	田島第11	猪俣 忠久
舘岩第2	芳賀 久	伊南第2	星 博孝	南郷第1	五十嵐 和
南郷第2	齋藤喜久男	南郷第3	五十嵐敏章		

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主査	星 良太郎
------	-------	---------	--------	----	-------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条許可後の事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について
- 日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第5号 現況確認証明申請について
- 日程第9 議案第6号 農地利用集積計画決定について
- 日程第10 議案第7号 耕作放棄地の非農地判断について

7 会議の概要

事務局が開会宣言を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は7番、星洋一委員、8番、酒井圭委員であります。本日の出席委員は9名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。

また、会議規則第10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、11名に出席をしていただいております。

議長

次に、日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第1項の規定により、1番、星隆一委員、9番、渡部一男委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

議長

続きまして日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事務局から報告をお願いします。

事務局

(事務局長 報告)

議長

只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら挙手をお願いします。

9番

(渡部一男) 表彰を受けた方の名前を発表することはできますか。

事務局

(事務局長) はい。名前の発表はできますので、これから口頭で表彰者の方を申し上げたいと思います。元委員ということで、五十嵐伸人さん、山内敬さん、塩生隆晴さん、星又エ門さん、五十嵐久長さん、齋藤融さん。以上の6名になります。

9番

(渡部一男) はい。ありがとうございました。

議長

一男さん。よろしいですか。

9番

(渡部一男) はい。

議長

他に質問ございませんか。

議長

(「ありません。」の声あり)

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長

続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事件番号1及び2について。地区担当調査員の南郷第2区、齋藤喜久男推進委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

事務局の八木沢です。委員欠席されてますが、委員から申請書に基づきました調査結果をお預かりしていますので、報告させていただきます。報告の前に大変申し訳なかったんですが、議案書の中の調査委員欄の修正を忘れまして、差替えを用意しましたので、そちらをご参照いただきたいと思います。事件番号1番、2番の土地の所在、申請人につきましては、議案書記載のとおりとなりますので、そちらをご参照いただければと思います。12月10日に調査を行ったということでございました。調査した内容は、申請理由と農地法第3条の許可についてということになります。申請理由ですが、譲渡人、議案書見ていただければわかるんですが、***へ居住しておりますので経営を廃止するというので、申請地2筆を△△△△円、10aあたりにしまして、△△△△円という金額になりますけれども、△△△△円で売り渡しまして、譲受人は、経営規模拡大ではありますけれども、現在小作をしております、その農地、小作地を買い受けまして耕作管理するという内容になっているとのことでした。農地法第3条の許可要件について、1点目の下限面積要件でございまして、譲受人の経営面積は、現在、田が□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計で□□□□㎡でございまして、農用地区域内の農地、こちらの下限面積は30a、3,000㎡でございまして申請地の取得には問題ないとのこととございまして。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件は、申請書の内容を聞き取りしましたところ、世帯合計で440日ほど必要な農作業に従事されるであろうということとございましたので、年間150日が目安となっておりますので農作業の常時従事要件は、問題なかったとのこととございまして。3点目、地域との調和要件ですが、申請地には、水稻を作付けするということとございまして。申請地につきましては、小作していた場所ですので、特に新しく何かを始めるということではなく、営農を続けられるということなので。他の農地に対して影響を与えるようなことはないかと考察されるということとございました。4点目、農地の全てを効率的に耕作するという全部効率利用要件でございまして、トラクター等の大農機具を保有しておりますので、特に効率的な耕作について問題が出るようなことはないだろうとのこととございました。最後になりますけれども、法人の要件でありますけれども、譲受人は、法人ではなく個人でありますので特に問題がない状態とございまして。以上、調査をいたしました結果、許可が相当であるという報告でありますので審議をお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

本案に対して、ご質疑ございませんか。

- 議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1及び2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1及び2については、原案のとおり決定いたします。
- 議 長 次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。
- 田島1 (渡部昭雄) 12月15日に譲受人の〇〇〇〇さんに電話で確認いたしました。室井公一郎さん、現在耕作はないんですが、実際には、家の前でちょっと家庭菜園みたいなのはしてるみたいです。それで、●●●●さんから譲り受けて、家庭菜園をもうちょっと大きくしたいということで、親戚関係でありますので無償ということで決まりました。周りの営農については、農地はありませんので影響はありません。それから、〇〇〇〇さんの所有している耕運機は1台あります。将来、この家庭菜園で余った野菜は、直売所に出荷したいという意見もありました。耕作の日数は150日以上ということで私は問題ないと思います。審議をお願いいたします。
- 議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対しての、ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)
ありがとうございました。
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に、事件番号4を議題といたします。地区担当調査員の田島第9区、渡部典弘推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。
- 田島9 (渡部典弘) 11日に現場を確認しました。その現場は何も作付けされていなくて、去年あたりは、まだ萱が生えていて、今年、***が国調に入ったんで萱は刈りました。作付けすればできないことはないんですが。これ交換なんです。そこと***の入り口、***のとことを相互置換

をするという話です。一応作物は、何か果樹を植えるという形ですが、作付けしないで荒れてしまうんじゃないかなと思っています。交換なんて何も支障はないと思いました。以上です。

議 長 はい、説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご審議ございませんか。

10番 (湯田孝義) どことどこ？

事務局 事務局の八木沢です。私もその辺について、自作地相互の交換なんですけれども片方しか出てこないということで、行政書士が入っていたものですから行政書士の方に確認させていただきました。今ほどの説明にもあったんですが、***の方に入っていく所、国土調査が入っておりまして、国調の分筆をしてそれが登記をされてから、その交換の農地ができていくので、後から出てくると聞いております。***の今回の申請のあったものともう1筆。今後、地籍調査の方で分筆をして農地として登記をされてからそれを交換として後から審議されるような形で上がってくるような話を行政書士の方から聞いております。以上でございます。

10番 (湯田孝義) はい。

議 長 他にございませんか。

(「ありません。」の声あり)
議 長 ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号4について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
議 長 異議なしと認め、事件番号4については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第4条許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。
事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭推推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島1 (渡部昭雄) こちらも12月15日、電話で確認いたしました。また、現場の方も状況確認して参りました。場所は、***のところでございますので周りには全く農地はございません。すでに宅地分譲用地の工事はすでに終わっております。今回の計画の変更は、宅地分譲用地の計画だ

ったんですが、営業上、建売の方がお客さんがすぐ買っていただけるということで、事業計画変更を行いました。建売住宅付きの分譲地として、今回申請が上がってまいりました。以上です。

議長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対しての、質疑ございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島1 (渡部昭雄) こちらも、12月15日に電話で●●●●さんの方に確認いたしました。場所は、先ほど申し上げました***にございまして、農業には一切影響はございません。当初計画としては、資材置き場ということで許可を得たんですが、その後、営業上、住宅展示場の方がお客さんがつくんじゃないかということで、事業変更の申請が上がってまいりました。資金の面は、こちらで確認をいたしました。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、質疑ございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 続きます、日程第6「議案第3号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島1 (渡部昭雄) 12月15日、電話で〇〇〇〇さんに確認いたしました。当初の計画は、●●●●さんですが、宅地分譲地だったんですが、この宅地分譲地にお客さんがついたことから、事業計画変更を申請したものです。事業継承者は、***に住んでいらっしゃる〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん夫妻でどちらも▼▼▼▼です。今現在は、***の賃貸住宅に住んでおります。申請理由は、子供も大きくなり、狭くなったということで***地内に新築したいとの希望であります。資金面も確認したんですが、銀行の借入れも申請どおりになっていますので問題はございません。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 続きます、日程第7「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島1 (渡部昭雄) こちらも同じく12月15日に確認いたしました。〇〇〇〇さんの方に電話いたしました。譲渡人は、●●●●さんです。譲受人は、事業継承者、〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さん。***の住宅に住んでいる方です。先ほど申し上げましたように、理由は家が狭くなった。***では生活しづらいということで、***に引っ越したい。***でございますので非常に利便性があり、郵便局、銀行、スーパーが近いということもあり、ここを選定したようです。先ほど申し上げましたが、資金面も特に問題はございません。以上です。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしま
した。
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第8「議案第5号 現況確認証明申請について」を
議題といたします。事件番号1について、地区担当調査員の田島第3区、
星仁推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局の八木沢です。委員から、申請書に基づき調査した結果をお預
かりしておりますので報告をさせていただきます。申請人と土地の所在
等につきましては、議案書記載のとおりとなってきますので、議案書11
ページ、事件番号1番をご参照いただければと思います。資料につきま
しては、資料4になります。資料の中の3ページ目の写真、4ページの
写真が現況になるかと思えます。調査した内容ですけれども、申請理由
と現況確認証明の許可の要件になります。12月11日に調査を行ったと
のことでした。申請理由ですが、申請地は、***の住宅地に挟まれる
形で存在し、元々荒地だったことから農地と思わず、登記簿の確認を
しないで、昭和51年に自動車部品製造の為の作業所を建築用地として
利用したものです。その作業所は、現在も操業しております。申請者側
の亡くなられた奥さんの所有地だったわけですが、奥さんが亡くなられ
た時に相続の手続きの際に登記簿を確認したところ、農地であることが
判明したもので、正しい地目に更生したいということで、非農地の証明
を申請したとのことでした。申請者の方が、年齢が高くなってきたとい
うことで、自分がしっかりしてるうちにはっきりさせておきたいとい
うことでした。

許可の条件の状況でございますけれども、1点目、山林、原野化ある
いは宅地化し、農地に復元することが著しく困難であることについてで
ありますけれども、申請地は、昭和51年に作業所建築とありますので約
40年工場の敷地として利用されておりまして、工場でございますので基
礎が大変強固にできているということから、農地への復旧となりますと、
作業所事態も廃業することになり、極めて困難な状況にあると委員は感
じたということでございます。2点目、農地転用許可を受けた土地、農
地法の規定や許可の条件に違反した状態の土地ではないことですが、
委員の方から事務局に確認の依頼がございましたが、申請地につき

ましては、農地転用の許可を受けた形跡や無断転用の状況をしてきたようなことはない状況でありました。3点目、農用地区域内の農地ではないことではありますが、申請地は、農用地区域内の農地はないので、この点につきましては、問題はないことになっております。最後に4点目、非農地化してから20年以上その状態が継続してるという点は、申請書の方には、非農地化を示すような具体的な資料がなかったもので、委員から、課税部局の持っている家屋の評価とか確認してくれと話しがございまして、課税部局の方に照会しましたところ、申請地は、昭和51年に作業所が新築され、登記もなされているということが判明しております。昭和51年から現在まで40年以上申請地に存在している状態ですので20年以上非農地化ということが明らかな状況でございます。

以上、調査しました結果、証明が相当であるとのことでしたので、審議をお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対しての、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 1

(渡部昭雄) 12月15日に現場に行き確認して参りました。こちらは、登記上は畑ですが、現在は宅地になっております。申請地は、昭和29年に申請人の叔父が住宅を建築し、現在まで約60年間宅地としてとして利用しておりました。今回、登記簿を確認したところ農地であることが判明したので、正しい地目に変更したいということで非農地証明の申請が上がってきました。私が現場に行き確認したんですが、周りはほとんど宅地化しておりますので、農業に影響はなかったと思われま。現在使っている坪数ですが、□□□□㎡です。これを農地にしようとしても、非常に難しい。60年以上も住んでおりますので、農地に戻すのは不可能だと感じました。よろしくお願いたします。

議 長

説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対する、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第5号の審議を終了いたします。

議 長 続きます。日程第9「議案第6号 農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局から議案の説明を求めます。

事務局 事務局の星です。私のほうから議案第6号、農地利用集積計画決定について説明いたします。議案書13ページ、利用権設定内訳12月分をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。再設定ですが、田が9筆、□□□□6㎡、畑が3筆、□□□□㎡でした。新規は、田が36筆、□□□□㎡、畑が1筆、□□□□㎡でした。再設定と新規合わせて、田が45筆の□□□□㎡、畑が4筆の□□□□㎡となりまして、合計が、49筆の□□□□㎡となります。続きます。14ページからは利用権設定一覧となっております。番号1番から15ページの39番までは基盤法による個人間での利用権設定となり、40番から16ページの49番までは農地中間管理事業による利用権設定となります。また、中間管理事業につきましても、集積計画一括方式なので機構から耕作者に貸し付けの分につきましても、議案書17ページとなっております。使用貸借権の設定につきましても、***地域の***字***、***地区及び***地域の***地区に設定がございますが、これらにつきましても、いずれも農地を荒らさないで耕作してもらえらるならと、貸付人の意向によるとこということでございます。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第6号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第 10「議案第 7 号 耕作放棄地の非農地判断について」を議題といたします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局

事務局の八木沢です。耕作放棄地の非農地判断について説明をさせていただきます。議案書の 18 ページから最後の 26 ページまでになります。資料につきましては、2 つ、資料 6 と資料の 7 です。今回非農地判断の現地調査を実施しましたのは、***地域の***地区と***地区になります。調査日は、***地区が 11 月 20 日、土曜日。***地区が 11 月 25 日、木曜日になります。調査をした委員につきましては、議案書に記載ございますのでご覧いただければと思います。事務局からは、***地区は、星と私、八木沢、***地区は、星、玉川、私、八木沢が出席させていただいております。両地区、委員の皆様と段取りしていただきまして、事務局からは大変動きやすい、やりやすい状況を作っていただきました。ご多忙の中、御尽力をいただきましてどうもありがとうございました。非農地判断の要領あり、その中で現地調査につきましては、委員 2 名以上、事務局 1 名以上で実施する決まりになっております。***、***両地区とも要領の基準を満たしておりますので、今回の非農地判断は有効なものとなっております。

まず、***地区の現地調査の概要ですけれども、非農地判断した農地の所在は、***地区の字***、***という所になります。資料 6 を開いていただいて、1 ページ、2 ページに位置関係が書いてございます。資料 1 では、***地域のどのあたりかがわかると思います。資料 1 を拡大したものが、資料 2 になっております。こういった地区を確認してきたということでございます。筆ごとの内容につきましては、議案書の 20 ページ、21 ページ記載のとおりです。非農地判断の対象農地、B 分類を判定した年度は全て令和元年度となっております。非農地判断の現地調査をした筆数の合計ですが、23 筆、面積の合計が 26,089 m² となっております。今回確認した内容でありますけれども、登記の地目は全て畑になっておりまして、山林として確認したものが 14 筆、面積が□□□m² となります。原野として確認したものが 9 筆、□□□□m² となります。こちらを合わせまして、23 筆の□□□□m² という面積になっております。事件番号の 1 番と 13 番ですけれどもこちらは、資料 6 の 3 ページ、写真になりますけれども、3 ページの①と②になります。①と②は、こういったところから写真を撮ったということが、資料 2 ページになります。どちらも山林化している。現在、地区で耕地整理を実施しておりますけれども、そこから外れた山林化した農地ということになります。その他の①、②以外の農地につきましては、獣害対策が主になるんですが、獣害対策の為に電気柵を設置するなど、***地区として今後農地として使用しないという判断をした農地となります。写真の中で⑨あたりを見ていただくと写真の真ん中あたりに黒い棒が立っております。これが電気柵です。こういった柵がずっと南の方に向かって数キロにわたり張られているような状況でございます。今後使用しないということですが、今回写真の中で山林、立木がまばらな状態のところがあります。これらは、獣害対策の為に獣の隠れ家をなくそうということで、

立木の伐採をしたためにまばらな状態になってるということです。私は、この地区の住人でございまして、私が子供の頃は、この写真にあるところは、ほぼ山林化している場所でございます。50年以上前から山林化している状態でした。

次に、***地区の現地調査の概要でございますけれども、こちらは、資料7ページをご覧ください。農地の所在地につきましては、1ページ、2ページをご覧ください。***地区、字***、字***、字***でございます。筆ごとの内容につきましては、21ページから26ページ記載のとおりとなっております。B分類を判定した年度は、平成30年度から令和3年度になっております。非農地判断の現地調査をした筆数の合計は、3つの字を合わせまして、95筆、面積は、□□□□㎡です。確認した内容ですが、登記簿の地目が田になっていたもののうち、山林と確認したものが31筆、□□□□㎡、原野と確認したものが2筆、□□□□㎡です。登記簿地目が畑のものは、全て山林と確認しており、筆数が62筆、□□□□㎡、字ごとの合計で95筆、□□□□㎡です。現地調査した位置関係は、1ページ、2ページとも、3つの字が隣あってございまして、***地区の国道、北側に位置しており、写真で言いますと6ページから9ページに現地の写真では、山林化している山でした、現地は、山の中に畑があるような、どこが畑だかわからない状態ですが、山を登ってきたというような感じです。山、山林でございますので、境界関係は全く分からないということで、資料7の写真、⑨を見ていただくとここに人が映っていますけれども、本日欠席しておりますが、忠久推進委員が自分の圃場の位置を見ながら、この辺がこれだと、一生懸命場所を特定している写真でございます。中々山の中でございましたので、位置関係を特定するのに非常に難しいということがあります。渡部和幸委員からアドバイスをいただいて、土地の傾斜だとか、その形状の違いだとか、樹種の違いだとか、そういったものから現地を特定しながら荒廃の状況を判断していったような経過でございます。以上、簡単ではございますけれども現地調査した結果でございますので、審議をよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

本案に対して、ご質疑ございませんか。

3 番

(平野恒二) ***地区についてお伺いしたいんですが、20ページの17番、***字***番地、18番の***番地。17番については、台帳畑、現況宅地になっております。資料6の2ページ、航空写真の位置図をご覧ください。その***番地、***番地には建物が見えるようなんです。現況宅地は妥当かなと考えます。ただ、4ページをご覧ください。***番地、***番地については、建物が映ってないんです。17番、18番については、建物は見えるし現況が宅地だという事実があるんですが、確認写真には建物はないということなんです。この辺はいかがですか。現在建物があるのかないのか。

事務局 (事務局長補佐) 現地なんです、大変草丈が伸びておりまして、草刈りをしないと建物まで見えないような状態であります。

3 番 (平野恒二) 疑問に思ったのは、現況が宅地でなぜ原野にするのかなと思ったんです。そうやって見ているうちに現況宅地だから建物はあるのかなと。現況写真には建物はない。ただ、その前の2ページの分には、17番と18番については建物が映ってるのが見えるということで、質問したわけです。

10番 (湯田孝義) いいですか。これ、30年位前にブローラーやってたんです。所有権は、○○○○さんという***の方で、潰れちゃって雪で。

3 番 (平野恒二) なぜかっていうのは、20ページ、現況が宅地になってんのになぜ原野にしてあるのか。航空写真では建物が見える。現況では見えない。

10番 (湯田孝義) 飼料の入れる丸い円形の物もあるんだけど、潰れかかっているうちに雪が降ってしまった。

3 番 (平野恒二) 今の説明で分かりました。理解できました。

議長 恒二さん、今の代理の話で大丈夫ですか。

3 番 (平野恒二) はい。職務代理の説明で十分理解できました。

議長 他に質疑はございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案については、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第7号の審議を終了いたします。
総会に付議された議事案件は全て終了いたしました。

議長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局長 業務日程 説明)

議 長

説明が終わりました。質疑ございませんか。
それでは、質疑がないようですので、その他に入ります。

(3番委員 獣害対策の説明の件)
(事務局長 推進会議の中で説明する旨回答)

議 長

ないようなので、職務代理者から閉会の言葉をお願いします。

職務代理

大変雪の中、議案案件沢山ありましたけれども、長時間にわたってありがとうございました。
これを持ちまして、農業委員会総会を終了いたします。

閉会 午後 2時 35分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

1 番

9 番